



まだ設置していない皆様へ

今すぐ設置して下さい!! 住宅用火災警報器!!



いつから?

● 新築住宅はすでに平成18年6月1日から設置義務となっています。

● 取手市の場合、既存住宅は平成21年6月2日から設置が義務となっています。
(平成23年6月1日から全国すべての市町村)に設置が義務付けられました。



義務化された理由は?

● 火災による死者は、その多くが住宅火災から発生しています。そして、その原因は「逃げ遅れ」によるものが多く、より早く火災の発生に気付いていれば助かった方も多いと思われます。このようなことを踏まえ、全国すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



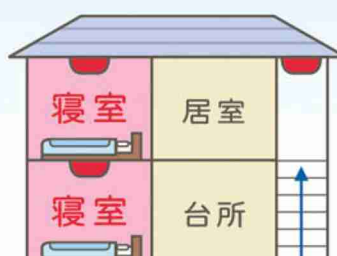
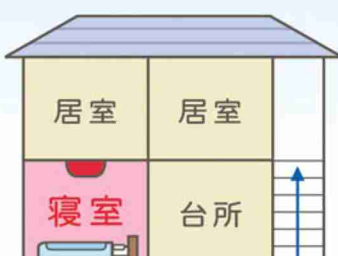
取り付け場所は?

- 寝室 → 常時、寝室として使用しているすべての部屋が対象。
- 階段 → 2階以上に寝室がある場合は、階段の天井部分。
- 廊下 → 火災警報器を設置する必要の無かった階で4畳半以上の部屋が5つ以上ある場合の廊下部分。

平屋建ての場合



2階建ての場合

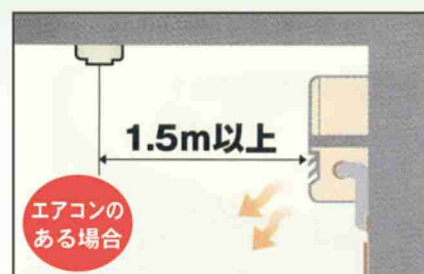
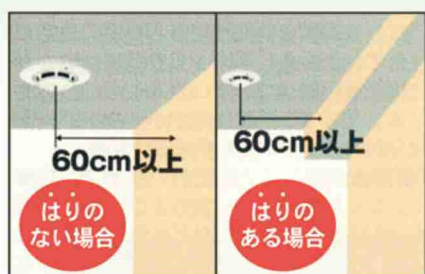


● 台所 → 設置義務はありませんが、一番火を使うところで出火率も高いことから、積極的に取り付けるようにしましょう。(熱式でも可能です)



取り付ける位置は?

- 天井に取り付ける場合は、壁やはりから60cm以上離して下さい。
- 壁に取り付ける場合は、天井から15cm~50cm以内の場所に付けて下さい。
- エアコンなどの吹き出し口からは、1.5m以上離して下さい。



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったたら、とりかえろ。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。
10年を目安に交換しましょう。

